

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金） 13時59分から14時30分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員（14人・議席番号順）

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 又 村 克 茂

委員 12人

4. 欠席委員 2人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 8 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 9 議案5 現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 2 2 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。2 番 野崎委員、10 番 宮森委員より欠席の届が出ています。 議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 7 番 上田委員、8 番 伊藤委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号、資料により報告)
議 長	説明が終わりました質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。 報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について説明いたします。 今月は 3 件です。 1 番、西滝川 番他 2 筆 さんと さんの解約です。今後の見通しとして新しい耕作者に変更になる予定であることから、一度解約する

	ものでございます。後ほど議案第4号で説明いたします。 2番、3番北滝の川 番 他1筆、 さんと さんの農業公社転貸の解約です。3月の総会で さんと さんが公社を通じて一年間の賃貸借を行っていたものですが、登記に時間がかかることを想定し一年間の賃貸でした。今年の収穫が終わった秋頃に3条の手続きをする予定でしたが、想定よりも早く登記が終わりましたので、 さんが相続が完了し、 さんと3条の手続きを進めるために、急遽解約したものです。以上3件については、賃貸借の解約が成立していると認められますのでご審議のほどよろしく願いいたします。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第1号について質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程6番、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 今月は、所有権移転3件です。 1番、北滝の川 番 他1筆、地目「田」31,786 m²、 さんと さんの所有権移転です。10aあたり11万円、総額350万円です。所有者の さんは、老齢による農地の維持管理が困難なことから、現在農地を耕作している さんに3条で譲渡するものです。 2番、江部乙町 番 他1筆、地目「畑」1,972 m²、 さんから さんへの売買です。10aあたり15万円、総額30万円です。前回、近隣耕作者である さんが、 さんの農地の一部を3条で売買いたしましたが、 さんの自宅裏の畑についても前回と同じ金額で売買するこ

	とが決まったことから、3条の手続きをするものです。 3番、江部乙町 番、地目「田」401 m²、 さんから さんへの売買です。10a あたり 199,500 円、総額 8 万円です。沼を挟んで反対側にある孤立した耕作不便地で、 さんの農地に接しているため、売買するものです。 以上 3 件については、3 条が成立していると認められますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。議案第 2 号について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 7 番、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。 案件は 1 件です。 1 番、東町 丁目 番 登記地目「田」転用面積は 422 m²、現況は「畑」譲渡人 さん、譲受人は さんです。 申請地は、現在使用していない土地でございまして、また、今後においても利用する計画がないという敷地であります。譲受人である より駐車場を建設したいという旨の申出を所有者が受けまして今回の届出となったものです。転用にあたりまして、特定用途制限、住宅開発行為、国土利用計画法関係への該当はございません。お手元の資料により土地の所在地をご説明いたします。東町 丁目になります。12 号バイパス沿いの の西側に位置し、旧十勝道路沿いに面する三角地帯になります。
--	---

議 長	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 説明が終わりました質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 8 番、議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権設定が 10 件です。1 番から 4 番までは基盤強化法による利用集積計画の期間満了に伴い、引続き中間管理の促進計画で貸借するものでございます。 1 番 2 番、北滝の川 番 他 1 筆、地目「田」12,360 m²、 さんから北海農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a あたりの賃借料は 8,000 円です。 3 番 4 番、北滝の川 番 他 4 筆、地目「田」38,035 m²、 さんから北海農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a あたりの賃借料は 5,000 円です。 5 番から 8 番までは、新規の賃貸借となります。 5 番 6 番、西滝川 番 他 1 筆、地目「田」30,203 m²、 さんから北海農業公社を転貸して さん、期間は 1 年間、10a あたりの賃借料は 7,000 円です。 さん、 さん兄弟それぞれで農業経営を行っておりますが、来年は さんが利用集積計画期間満了が多くあることから、それを期に農地の集約整理を行っていきいたい考えがあり、その期間まで さんが耕作するということで、賃貸借期間が 1 年になっていきます。

議 長 各 委 員 議 長 各 委 員 議 長	7 番 8 番、江部乙町 番 、地目「田」11,2178 m²、 さんから北海農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a あたりの賃借料は5,600 円です。これまで さんが購入前提で使用貸借をしていたのですが、 さんの相続がなかなかできない状態が続いており、その間に耕作しておりました さんが先日亡くなりました。そのため、近隣耕作者でかつ、18 丁目にある農地も貸借している さんが貸借することとなりました。相続するまで当分の間は、売買はできないことから引続き賃貸借をすることとなりました。 9 番 10 番、農地保有合理化事業に伴う北海道農業公社からの賃貸借です。9 番、北滝の川 番他 筆、地目「田」16,860 m²、北海道農業公社から さんへの賃貸借で、期間は令和 12 年 2 月 13 日まで、賃貸料は年額 47,200 円です。賃貸料 47,200 円は売買金額 4,720,000 円の 1 パーセント相当にあたります。 10 番、江部乙町 1781 番 3 他 5 筆、地目「田」30,034 m²、「畑」1,448 m²、北海道農業公社から さんへの賃貸借で、期間は令和 12 年 2 月 13 日まで、賃貸料は年額 84,810 円です。賃貸料の 84,810 円は、売買金額 8,481,000 円の 1 パーセント相当となります。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 説明が終わりました。先に議案第 4 号の賃借権設定申請番号 9 番を除く 9 件の質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。賃借権設定申請番号 9 番を除く 9 件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 4 号、賃借権設定申請番号 9 番を除く 9 件について、議案第 4 号については、原案のとおり決定といたします。 議案第 4 号、賃借権設定申請番号 9 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、 委員の退席をお願いします。(退出 14:21)
--	---

各 委 員 議 長	申請番号 9 番についての質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 議案第 4 号、賃借権設定申請番号 9 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 4 号、賃借権設定申請番号 9 番については原案のとおり決定いたします。
説 明 員	委員の入室をお願いします。(入室 14:22) 議事日程 9 番、議案第 5 号現況証明願いについての説明を求めます。 議案第 5 号、現況証明願いについて説明いたします。 案件は 3 件になります。 1 番、東町 丁目 番、地目「田」面積 329 m²所有者は さん、現況は「宅地」になっております。 隣接する家屋 番 の通路となっている敷地で現在家屋は解体中ですが、解体後は家屋の敷地と通路部分を含めて売買を予定していることから、地目変更を目的として現況証明の届出となったものです。関連になりますが、家屋部分 番 は昭和 47 年に 5 条転用をかけており、また目的を達成しておりますが、地目がまだ「田」のままになっておりますので、これについては許可証明で対応することにしております。 2 番、朝日町東 丁目 番 、登記地目「畑」面積 44 m² 所有者は さん、現況は「宅地」になっております。 南北に長い街区のうち、西側から農地転用をかけて宅地に切り替えてきたところ、最終的に街区の東側に道路と平行に細長い残り地が出来てしまった状態です。 地権者は、地目を宅地に変更しこの敷地に接する家の方に売買等を行いたいとの意向でありまして、現況証明の届出となったものです。 3 番、江部乙町 番 、地目「田」面積 146 m²、 番 、地目「田」面積 87 m²、 番 、地目「田」面積 110 m²、 番 、地目「田」面積 306 m²、所有者はいずれも さんです。 番 と 番 は共同名義に

	なっております。現況は雑種地です。まずは、 さんとの共同名義を さんに変更後、地目変更を行い土地の整理をしたいということから現況 証明の届出となったものです。ゆくゆくは、まだはつきりとはわかりま せんが、近隣耕作者である さんに土地を譲りたいとの意向もあるよ うです。 それぞれの調査日は備考欄に日時と調査委員の氏名が記載しておりま すのでお目通し願います。 以上3件の審議のほどお願いいたします。
議 長 委 員	説明が終わりました質疑、意見を求めます。 3番の さんとの共同名義になっていますが、 さんは了解をと っているのか。
説 明 員	さんも共同申請になっておりますので、了解となっています。
議 長	他に質疑、意見はありませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第5号、許可申請は許可相当とす ることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号については、原案のとおり決定といたします。
	本日の議案については、以上でございます。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたら願 いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第23回総会は5月27日9時からで決定します。
	以上をもちまして、第22回滝川市農業委員会総会を閉会いたしま す。皆さんご苦労さまでした。(14:30)